

厚生文教委員会 活動報告書（平成29年5月～）

活動日	項 目	内 容
5月30日（火）	第2回定例会初日の開催 （正副委員長の互選）	◆正副委員長の互選を行いました。 委員長：和地仁美 （自由民主党・無所属の会） 副委員長：実川圭子（無所属）
6月9日（金）	定例会中の協議	◆座席の指定について ◆所管事務調査の協議について 所管事務調査について、各委員より意見をいただきました。様々な分野について調査研究をしたい旨の意見が出ましたが、多くの委員から出された子育て支援、学校教育などについて、包括的に調査するため「日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について」を調査事項として、今年度取り組むことに決定しました。 そのほかの分野に関連した調査事項については、正副委員長で取りまとめ、今後の調査事項の候補とすることとしました。
7月11日（火）	閉会中の協議	◆所管事務調査「日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について」の協議 所管事務調査の具体的な進め方について、委員から出た調査希望項目を ① 就学前 ② 就学後 ③ 学校教育 と子どもの成長ステージごとに取りまとめて調査を進めていくことに決定しました。また、④として以前より課題とされている『虫歯の罹患率』についても調査項目

8月21日(月)	所管事務調査のための現地視察	<p>とすることに決定しました。次に、市内の子育て関連施設の現地視察の必要性を確認し、夏休みという長期休暇ならではの取り組みについての視察を実施することとしました。現状の長期休暇中の取り組みについて、子育て支援部、社会教育部(公民館事業)、学校教育部より説明を受けて、学童クラブやランドセル来館の視察と、夏休み中、中央公民館の特別事業として開催されている『みんなでつくる遊空間』の最終イベント「子どもマルシェ」の視察を実施することを決定しました。</p> <p>◆第四小学校エリアの学童保育所第四クラブと第四小学校内でのランドセル来館、第九小学校の敷地内に設置されている学童保育所第九クラブの視察を実施しました。</p>
8月23日(水)	所管事務調査のための現地視察	<p>◆中央公民館で開催している夏休みの特別事業『みんなでつくる遊空間』の最終イベント「子どもマルシェ」を視察しました。その後、第二小学校エリアのなんが児童館内の学童保育所第二クラブとランドセル来館の視察を実施しました。</p>
9月14日(木)	定例会中の審査等	<p>◆陳情審査</p> <p>29 第 4 号陳情「骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情」の審査を副市長並びに福祉部長同席のもと行いました。審査では都内の各自治体の状況、東京都の補助金の具体的な内容などを確認したとともに、東大和市で導入した場合の予測、並びに企業などのドナー休暇の導入状況などについても確認しました。質疑、自由討議ののち、本陳情は、全会一致で採択と決しました。また、広域的な支援の必要性についても確認したことにより、今後、当委員会発議によって、東大和市議会として骨髄移植ドナー支援制度策定について</p>

		<p>国に求める意見書の提出を検討することとしました。</p> <p>◆所管事務調査「日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について」の協議</p> <p>8月21日と23日に実施した市内の現地視察で確認した内容を、関係部課長同席のもと協議しました。各委員から出た現地視察で気付いた疑問点について確認を行ったとともに、課題についても協議しました。</p> <p>◆特定事件調査 行政視察について</p> <p>子育て支援施策や学校教育について先進的な取り組みを行っている自治体を訪問し、調査研究を行うため、「特定事件調査 行政視察について」を決定しました。また、本調査のため、会議規則第96条の規定に基づき、議長に対して委員派遣承認要求することを決定しました。</p>
9月22日（金）	定例会中の協議	<p>◆特定事件調査 行政視察の取り下げについて</p> <p>予定していた特定事件調査については、日程等諸般の事情により取り下げることに決定しました。また、議長に要求していた委員派遣についても取り下げることに決定しました。</p>
12月14日（木）	定例会中の協議	<p>◆『骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書』の内容についての協議</p> <p>平成29年第3回定例会で審査し、可決された陳情「29第4号陳情「骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情」を受け、委員会発議で提出する『骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書』の内容について協議しました。意見書案の内容を精査し、当委員会から議会に対し国に対する意見書の提出を行うよう議案として提出することを全会一致で決定しました。</p>

<p>2月6日（火）</p>	<p>行政視察</p>	<p>◆所管事務調査「日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について」の協議</p> <p>東大和市の子育て支援の現状と課題を確認するために、市が発行している「子育てハンドブック」内の『赤ちゃんが生まれたら』という項目に掲載されている子育て支援サービスの具体的な内容について担当部課に説明を求めました。</p> <p>◆特定事件調査 行政視察について</p> <p>9月22日に日程等諸般の事情により取り下げた特定事件調査について、訪問先自治体などとの日程調整が可能になったため、再度、実施について検討し、実施することを決定しました。また、本調査のため、会議規則第96条の規定に基づき、議長に対して委員派遣承認要求することを決定しました。</p> <p>◆視察先：大阪府堺市 （各区子育て支援課・保健センター）</p> <p>◆視察項目：『子育て世代包括支援センターについて』</p> <p>子育て世代包括支援センターについては「ニッポン一億総活躍」（平成28年6月2日閣議決定）等に基づき、平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされている中、その先進事例として、大阪府堺市の取り組みを視察。個々の取り組みについては、東大和市でも既に取り組んでいるものや、東大和市の方が進んでいるものなどもありましたが、“切れ目のない支援”ということを総合的にどのように提供し、子育て世代の方の安心につなげていくかということの具体的な事例をヒアリングし、その重要性を確認できました。</p>
----------------	-------------	--

2月7日（水）	行政視察	<p>◆視察先：奈良県奈良市 （学校教育部地域教育課）</p> <p>◆視察項目：『地域で決める学校予算事業について』</p> <p>視察項目にもあるように、奈良市の取り組みのポイントは「学校予算を地域で決める」ということですが、その取り組みの本質は“地域と学校の協力体制や信頼関係をどう構築するのか”というところにあります。東大和市でも平成30年度から第九小学校をコミュニティスクールとして指定し、試行が始まりますが、名称や枠組みだけではなく、その実態を充実させることの重要性を確認することができました。</p>
3月8日（木）	定例会中の協議	<p>◆議案審査</p> <p>◇第7号議案「東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」の審査を副市長、福祉部長、福祉部参事ならびに担当課長同席のもと行いました。</p> <p>審査では今回の新設条例は介護保険法の改正に伴い、市町村の保険者機能の強化の一環として、指定居宅介護支援事業者の指定権限が都知事から市長に移ったことを受け、これまで都条例だった本条例が市の条例として位置づけられることになったという背景を確認し、東大和市の条例内容は基本的には厚生労働省令の基準（従うべき基準と参酌すべき基準）に準拠した形であるなか、暴力団排除条例を反映して『暴力団とその関係者の排除について』と『記録の保管期間については公報上の法律関係の時効期間を加味して5年』（厚生労働省の基準では2年）という独自規定を盛り込んだことを確認しました。</p> <p>また、市への権限移譲に伴い、市の業務の増加の有無、市の人員体制整備の状況</p>

など、権限移譲後の運営体制についても確認しました。その後、自由討議を終了したのち、討論を行いました。討論は1件で、賛成の立場からのものでした。討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立多数により原案どおり可決と決しました。

◇第18号議案「東大和市介護保険条例の一部を改正する条例」の審査を副市長、福祉部長、福祉部参事ならびに担当課長の同席のもと行いました。

審査では今回提案された区分（12段階から13段階に変更）の内容、各段階の人数と条例改正による影響額を確認しました。また、介護保険事業計画の第5期及び第6期の介護保険事業計画における介護保険サービス全体の費用について、計画見込額及び決算額の差額と給付費が計画値を下回った理由を確認したのち、介護保険制度における被保険者の保険料の決定方法について確認しました。第7期の介護保険事業計画では、第1号被保険者の負担割合の23%を乗じた額を算出し、国の調整交付金に係る調整、また市独自の保険料減免に関する調整に加え、介護給付費等の準備基金6億円の取り崩しによる調整をしたため、保険料基準額を月額5,200円とすることができたこと、介護保険料については、第7期の計画期間の30年度、31年度、32年度の3カ年の給付費全体で試算をしており、年度が進むごとに伸びていく予測のなか、3カ年の平等という形で金額を設定していることなどを確認しました。また、他市との保険料の比較については、第6期計画では、26市中下から3番目の額、また第7期計画の順位については、第6期計画と同程度の順位となる予測であること、また、各市町村が介護予防や自立支援に取り組んだ

場合に、国より 200 億円を財源としたインセンティブがあるという情報を把握しているため、情報収集をしながら、介護予防などの取組みを強化していくことを確認しました。その後、自由討議を終了したのち、討論を行いました。討論は 1 件で、反対の立場からのものでした。討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立多数により原案どおり可決と決しました。

◇第 22 号議案「東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の審査を副市長、市民部長ならびに担当課長同席のもと行いました。

審査では、国民健康保険と協会けんぽなどほかの被用者保険と比較して負担が重い背景、また、4 月からの広域化の背景や目的などを確認しました。また、市が保険税を計算するために必要な情報が国や東京都から下りてくることが遅くなったことにより、市民への説明期間が短くなったことについては、新年度に市報で掲載するほか、ハンドブックを作成して全戸配布するなどの対応を行うことを確認しました。さらに、東大和市の国民健康保険特別会計の赤字解消期間を 6 年間として来年度から改正することについては、広域化に際し、保険税の激変緩和措置の財源として、国は特例基金を設けたが、この特例基金の期限が 6 年であることを確認しました。

その後、自由討議を終了したのち、討論を行いました。討論は 1 件で、反対の立場からのものでした。討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、原案どおり可決と決しました。

◆陳情審査

◇30 第 1 号陳情「国民健康保険税の大幅

値上げを行わないよう求める陳情」の審査を副市長、市民部長ならびに担当課長同席のもと行いました。

本陳情は、第22号議案「東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」と関連のある内容のため、陳情趣旨にある6年連続で国民健康保険税引き上げとの内容に対し、他の自治体でも同様に6年間で解消すると示しているというところはあるのか確認する質疑がありました。

それに対する答弁は東京都内の各区市町村の赤字削減解消計画の状況については現在把握できていないが、他県の状況として、6年程度で赤字を解消するところは把握しており、また、都内の他市では税率を見直さないまでも、方式を見直す等、多くの市町村が平成30年の第1回市議会定例会で改定を上程すると聞いており、26市中、概ね20市程度が何らかの改定を行うとの答弁がありました。その後の自由討議の中では、この陳情理由の中に「国と自治体の責任を解決すべき」「国や東京都に対して抜本的な財政措置を求めていくべき」と書かれていることを受け、今回の条例改定は国から赤字解消計画の策定が求められていることと合わせた形となっているため、全てを国保加入者の負担に負わせるのではなく、国と東京都に対し財政措置の拡充を求めていくために東大和市議会として意見書を上げていくべきだとの意見が出ました。

自由討議を終了したのち、討論を行いました。討論は1件で、本陳情に賛成の立場からのものでした。討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により本陳情は不採択と決しました。

◇30 第2号陳情「国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情」の審査を副市長、市民部長ならびに担当課長同席

のもと行いました。質疑、自由討議、討論もなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により本陳情は不採択と決しました。

◇30 第 3 号陳情から 30 第 9 号陳情までの「国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情」7 件につきましては、一括議題として副市長、市民部長ならびに担当課長同席のもと審査を行いました。

陳情では市民説明を尽くすように求めていることから、市報という一方的な説明ではなく、出前講座のようなものは予定しているかという質疑がありました。これに対する答弁は、必要があれば研究していくとの答弁がありました。自由討議を終了したのち、討論を行いました。討論は 1 件で、一連の 7 件の陳情に賛成の立場からのものでした。討論終了後、直ちに起立により 30 第 3 号陳情の採決を行った結果、起立少数により本陳情は不採択と決しました。

(また、30 第 4 号陳情から第 9 号陳情は 30 年 3 号陳情と同趣旨であるため、みなし不採択と決しました)

◇30 第 11 号陳情「国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情」の審査を副市長、市民部長ならびに担当課長同席のもと行いました。質疑、自由討議、討論もなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により本陳情は不採択と決しました。

◇30 第 13 号陳情「国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情」の審査を副市長、市民部長ならびに担当課長同席の

		<p>もと行いました。質疑、自由討議、討論もなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により不採択と決しました。</p> <p>◇30 第 10 号陳情「登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情」の審査を副市長、教育長、社会教育部長ならびに担当課長同席のもと行いました。</p> <p>審査では、駐車場設置予定場所を図面で確認したほか、現地を訪れて実地確認を行いました。また、設置した後の景観や重要な樹木などの移植などについて、登録有形文化財として駐車場設置は問題ないか、また、他に駐車場を設置するなどの対策はないか、さらに吉岡画伯のご家族への報告状況等を確認しました。自由討議では駐車場はあった方が良く、緊急車両のことなども考えれば駐車スペースは必要だとの意見や、専門家や文化財ボランティアの方の意見を聞くなどして進めるべきだなどの意見が出ました。</p> <p>自由討議終了後、討論はなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により本陳情は不採択と決しました。</p> <p>なお、国民健康保険税の値上げに関する陳情の審査に伴い、当委員会において委員会提出議案を本会議に提出することを決定しました。</p>
--	--	--